



2024年5月17日

各 位

会社名 株式会社 東北新社  
 代表者名 代表取締役社長 小坂 恵一  
 (コード: 2329 スタandard市場)  
 問合せ先 取締役 沖山 貴良  
 電話番号 03-5414-0211 (代表)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、2024年6月27日開催予定の第62回定時株主総会に定款一部変更を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

当社は、中長期的に企業価値を高めるとともに、株主の皆様へ利益を還元していくことを経営課題の一つとして位置付けております。今後、より早く安定的に株主還元を行っていくために、四半期ごとの配当が可能となるよう変更を加えるものであります。

#### 2. 変更の内容

現 行	変更案
<u>(自己株式の取得)</u> 第 7 条 当社は取締役会の決議により自己の株式を取得することができる。	(削 除)
第 8 条 ) (条文省略) 第 31 条	第 7 条 ) (現行どおり) 第 30 条
<u>(期末配当金)</u> 第 32 条 当社は、株主総会決議によって毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という）をする。	(削 除)
<u>(中間配当金)</u> 第 33 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という）をすることができる。	(削 除)
(新 設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第 31 条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。
(新 設)	<u>(剰余金の配当の基準日)</u> 第 32 条 当社の剰余金の配当の基準日は、毎年

<p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第 34 条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</p>	<p>3月31日、6月30日、9月30日及び12月31日とする。</p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 33 条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2 未払の配当金には利息をつけない。</p>
---	--

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2024年6月27日
定款の効力発生日	2024年6月27日

以上